

埼玉県社会的養育推進計画

第2回検討委員会 資料

令和元年5月14日(火) 13:30～16:00

埼玉県 福祉部 こども安全課

I 計画骨子（案）

1 策定の趣旨

- 平成28年度の児童福祉法の改正により、子供の権利保障、家庭養育優先の原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けて社会的養育に関する計画を策定する。

2 位置付け

- 埼玉県子育て応援行動計画のうち、社会的養育の分野について定める計画とする
- 計画期間は5年間（令和2年度～令和6年度）とする

3 理念

- 「子供が権利の主体である」、「全ての子供の最善の利益を目指す」、「子供の家庭養育優先」を盛り込む。

4 現状と課題

現状を示す主なデータ

- ・ 児童相談所における相談体制の状況、虐待通告案件・対応、一時保護の状況
- ・ 子ども電話相談（スマイルネット）・子供の権利擁護委員会の状況
- ・ 市町村の子供家庭支援の状況（子供家庭相談体制の状況、在宅支援事業の状況など）
- ・ 里親、特別養子縁組の状況
- ・ 乳児院、児童養護施設等の状況
- ・ 代替養育が必要な子供の数 ⇒ 別添参照
- ・ 施設退所者の自立の状況（大学進学率等）

5 施策体系

- 1 子供を虐待等から守る地域づくり
 - (1) 市町村の子供家庭相談体制への支援
 - (2) 児童相談所の体制・機能強化
 - (3) 虐待防止の取組・一時保護の充実
 - (4) 子供の権利擁護
- 2 社会的養護の充実
 - (1) 里親等委託の推進
 - (2) 特別養子縁組等の推進
 - (3) 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
 - (4) 入所児童等の自立支援

目標1
里親等委託率
⇒ 別添参照

目標2
児童養護施設等退所者
大学等進学率
⇒ 別添参照

Ⅱ 施策・主な取組

施策の方向性 1 子供を虐待等から守る地域づくり

施 策	主 な 取 組
1 市町村の子供家庭支援相談体制への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇市町村向け研修事業(行政職、保育士、教員等)の充実や虐待対応マニュアルの整備 ◇市町村職員向けの研修の実施などによる専門化への支援 ◇子育て支援等の拠点、妊産婦相談窓口の整備・活用、市町村の取組による家庭養育への支援 ◇各市町村の「要保護児童対策地域協議会」の機能強化支援 ◇市町村が行うショートステイ・トワイライトステイ事業等への支援 ◇市町村に対する専門的・技術的助言、心理判定などの支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆各市町村における子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など相談体制整備支援 ◆母子生活支援施設の活用促進
2 児童相談所の体制・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童福祉司など専門職員の採用・育成、研修等の組織・体制の強化 ◇弁護士との連携を強化 ◇休日・夜間専用の電話窓口の設置など児童虐待通告への対応強化 ◇警察官OBの配置、警察との共同訓練などの推進 ◇家族支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆警察との情報共有の推進 ◆中核市での設置促進、支援

◇⇒ 既に子育て応援計画に記載され実施している取組

◆⇒ 本計画に新たに記載する取組案

Ⅱ 施策・主な取組

施策の方向性 1 子供を虐待等から守る地域づくり

施 策	主 な 取 組
3 児童虐待防止の取組強化・一時保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇電話相談窓口「子どもスマイルネット」による子育てに悩む保護者や子供に関わる全ての悩みの相談対応 ◇保護者への各種プログラムによる親子関係改善の取組の実施、家族再統合の推進 ◇死亡・重大事例の第三者委員会での検証、再発防止 ◇幼稚園教諭・保育士、教職員への研修等の実施 ◇児童家庭支援センターの活用、整備支援 ◇医療機関への啓発・周知徹底 ◇オレンジリボンキャンペーン等の普及啓発活動の実施 ◇一時保護における児童精神科医、心理職員によるケア機能の充実 ◇一時保護所における学習指導員の配置など学習機会の保障 ◇児童養護施設等、学校、教育委員会の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護の受皿確保、整備検討 ◆職員の専門性の向上 ◆第三者評価の活用による運営改善 ◆里親や施設への一時保護委託の推進
4 子供の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童相談所職員による面談の方法を検討し、子供の意向を把握 ◇「子どもの権利ノート」の配布、活用 ◇電話相談窓口「子どもスマイルネット」による子供に関わる全ての悩みの相談受付 ◇CAPプログラムなど子供の意識を高めるための取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設等の第三者評価を活用し入所児童等の意向を把握 ◆未成年後見人の選任の支援 ◆「子どもの権利擁護委員会」による子供からの意見聴取、子供の権利擁護 ◆「子ども・施設サポート委員会」（埼児協）など、施設団体等の取組を活用・支援

◇⇒ 既に子育て応援計画に記載され実施している取組

◆⇒ 本計画に新たに記載する取組案

施策の方向性 2 社会的養護の充実

	施策の内容	主な取組
1	里親等委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇里親等委託調整員・里親支援専門相談員の配置、里親制度の普及啓発 ◇里親会と連携し、里親に対する研修や里親家庭への訪問指導などを推進 ◇小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設促進 ◇早い段階での乳幼児里親委託の推進 ◇未委託里親と施設入所児童とのふれあい交流による社会的養護への理解促進 ◆フォスタリング事業の拡大など民間と連携した里親登録の促進 ◆里親委託強化推進員を活用した保護者の理解促進及び同意の拡大
2	特別養子縁組等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所等における特別養子縁組等の推進と成立後のフォローの実施 ◆特別養子縁組制度に関する推進、実親の理解促進

◇⇒ 既に子育て応援計画に記載され実施している取組

◆⇒ 本計画に新たに記載する取組案

次ページに続く

施策の方向性 2 社会的養護の充実

施策の内容	主な取組
3 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存施設の計画的な改築整備等の支援・推進 ◇小規模グループケアの促進（◆受皿の確保に十分に留意した小規模化、地域分散化推進） ◇居室の改善による環境整備（◆生活環境整備に加えて児童の権利に配慮） ◇施設団体等が行う中・長期的な人材育成の支援、研修強化 ◇施設機能強化に必要な職員の増員、雇用継続（ベテラン職員確保）の支援 ◇心理担当職員の常勤化、加配の促進 ◇虐待の未然防止に資する施設職員の資質向上、組織運営の適正化支援 ◆高機能化の推進（専門的ケアへの対応など） ◆施設の多機能化（一時保護専用棟の整備、家庭養育（里親）支援など） ◆専門的ケアを行う施設の機能強化（児童心理治療施設、児童自立支援施設、重症心身乳幼児施設等） ◆国の措置費、支援策の活用・要望
4 入所児童等の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇自立援助ホームへの支援（開設促進、人員確保、機能強化など） ◇児童の自立に資する支援（学習支援、体験活動、資格取得など） ◇児童養護施設退所児童等の進学、就労、生活の総合的支援 ◆入所児童に対する支援（自立のイメージづくり、進路選択、自立に向けた支援、高校生の進学等支援） ◆進学、就労が困難な児童に対する支援機関との連携強化

◇⇒既に子育て応援行動計画に記載され実施されている取組

◆⇒本計画に新たに記載する取組案

Ⅲ 代替養育を必要とする子ども数

代替養育を必要とする子供数の算定方法

児童人口推計値 (①)

×

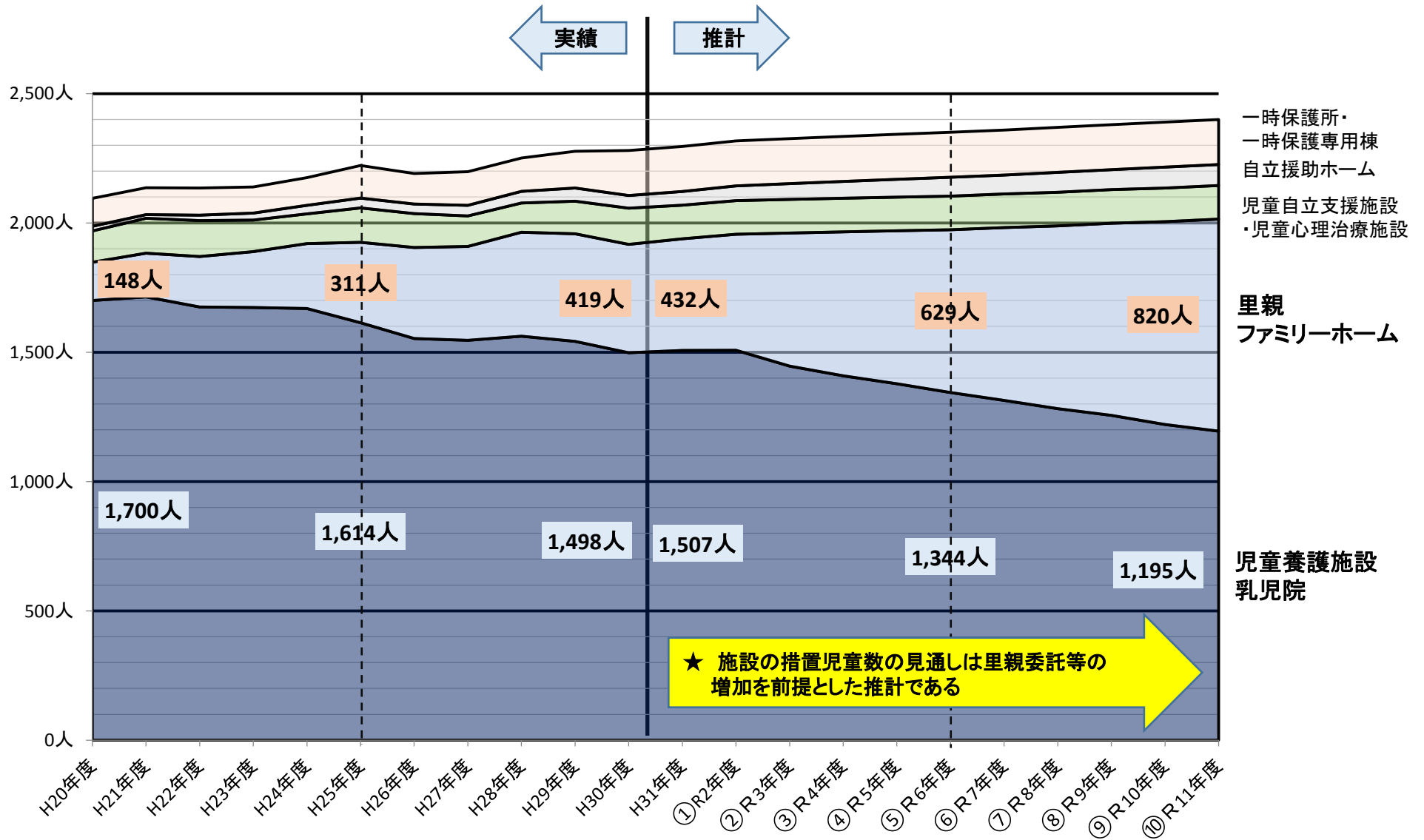
児童人口当たりの措置・委託割合 (③)

潜在的需要を加味
(例:一時保護児童数、通告件数等)

本県の過去の推移及び今後の見込み

年度	実績			推計			
	H20	H25	H30	H31	R6	R11	
①児童人口推計	1,259,420 人	1,226,706 人	1,182,186 人	1,155,630 人	1,082,595 人	1,026,104 人	実績値は県の人口推計、将来推計は国による5年ごとの推計を使用
0～2歳	185,792 人	177,295 人	165,755 人	161,907 人	148,017 人	142,867 人	
3～6歳	255,777 人	250,843 人	240,052 人	232,913 人	215,783 人	203,949 人	
7～18歳	817,851 人	798,568 人	776,379 人	760,811 人	718,795 人	679,288 人	
②全措置・委託児童数 (一時保護児童数等、潜在的需要を含む)	2,095 人	2,222 人	2,280 人	2,296 人	2,351 人	2,400 人	全施設・事業所・里親等の児童数(各年度3月1日時点⇒年間で児童数が多い時期)
③上記②の児童人口千人当たりの割合(②÷①×1000)	1.66 人	1.81 人	1.93 人	1.99 人	2.17 人	2.34 人	各年度の実績の伸び率から推計し、児童人口推計に乗じた(これにより②を逆算して推計)
④全措置等児童数(②)のうち4種別(児童養護・乳児院・里親・FH)の児童数	1,848 人	1,925 人	1,917 人	1,939 人	1,974 人	2,015 人	里親等委託率の分母となる4種別の児童数の推計

埼玉県における措置・委託児童の内容別推移・推計 (さいたま市含む)



里親等委託が必要な子供数

代替養育を必要とする子供数(年齢区分別)

×

里親等委託が必要な子供の割合

◆ 里親等委託が必要な子供の割合

一時保護・施設入所中の児童については

方法1として、乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上、学童期以降は3年以上措置されている子供などを里親等委託が必要として判断し、算出する方法が示されている。

平成30年度末で集計	①0～3歳未満 (乳児院に半年以上)	②乳幼児3歳～学童期前 (乳児院から措置変更又は 児童養護施設に1年以上)	③学童期以降 (児童養護施設に3 年以上)	合 計
代替養育を必要とする子供数(入所児童数)	193人	267人	1,352人	1,812人
里親等委託が必要な子ども数	109人	153人	664人	926人

方法2として、「家庭等における養育が適当でない子ども」を除いて算出することができるとされている。

国の里親委託ガイドライン

- ① 情緒行動上の課題等が大きく施設でのケアが望ましい
- ② 保護者が里親委託に明確に反対し、理解が得られない
- ③ 里親への不当要求など保護者への対応が困難
- ④ 子供が里親委託に明確に反対の意向を示している
- ⑤ 里親委託が不調になり施設でのケアが望ましい
- ⑥ きょうだいの分離を防止できない、緊急を要している場合

次で児童相談所にアンケート調査を実施

● 里親への委託が可能な子ども数の試算（児童相談所への調査結果：平成31年3月末）

	計
措置児童数	1,812
里親等委託が必要な子ども数	401
家庭等における養育が適当でない子ども数	1,411

- ③里親への不当要求など保護者への対応が困難
- ④子供が里親委託に明確に反対の意向を示している
- ⑤里親委託が不調になり施設でのケアが望ましい
- ⑥兄弟分離を防止できない、緊急を要している場合

○ うち家庭等における養育が適当でない子ども数の内訳（判断理由別・年齢別）

年齢区分	国のガイドラインによる判断理由			国のガイドラインのほか適当でない理由			計
	①子どもの情緒行動上の問題	②保護者の反対	③～⑥その他	家庭復帰前提又は保護者と交流中	就労自立予定居所変更困難	その他	
0～3歳未満	11	72	14	52	0	3	152
3歳以上～就学前	34	63	29	58	0	9	193
学童期以降	434	184	198	223	16	11	1,066
計	479	319	241	333	16	23	1,411

IV 目標設定 ～① 里親等委託率～

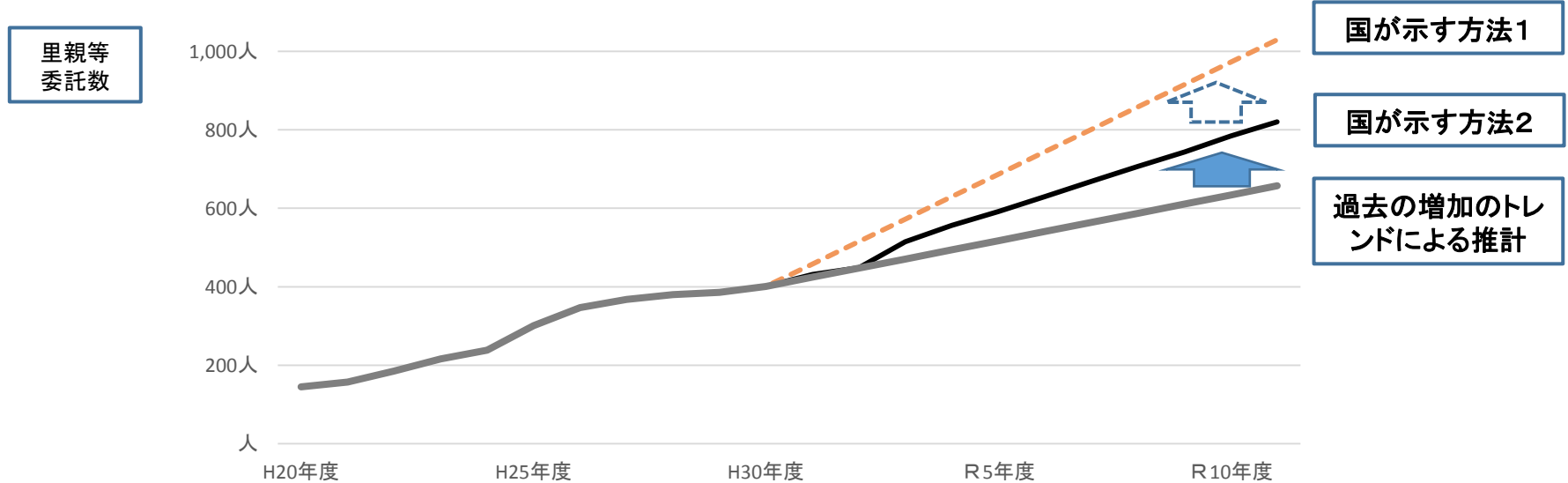
●設定案

			H30年度(暫定)	H31年度	R6年度	R11年度
里親等への委託が 適当でない児童を 除いた推計案 (国が示す方法2)	全年齢	代替養育を必要とする 子供数	1,812	1,939	1,974	2,015
		委託(見込)児童数	401	432	629	820
		委託率	22%	22%	32%	41%
	0～3歳未満			22%	39%	54%
	3歳～就学前	委託率	28%	28%	41%	51%
	学齢期		21%	29%	37%	
入所期間のみにより 仕訳をした推計案 (国が示す方法1)	全年齢	代替養育を必要とする 子供数	1,812	1,939	1,974	2,015
		委託(見込)児童数	401	458	744	1030
		委託率	22%	24%	38%	51%
	0～3歳未満		21%	23%	40%	56%
	3歳～就学前	委託率	28%	29%	44%	57%
	学齢期		21%	23%	36%	49%

※6ページ表、④参照

※8ページ表参照
926人×2015/1812

※30年度の委託率は委託見込児童を含む暫定値



※過去10年間の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(暫定)
委託率	8.3%	9.1%	10.7%	12.2%	13.4%	16.9%	19.4%	20.5%	20.7%	21.5%	22.1%
委託児童数	145人	157人	185人	216人	238人	301人	347人	368人	380人	386人	401人

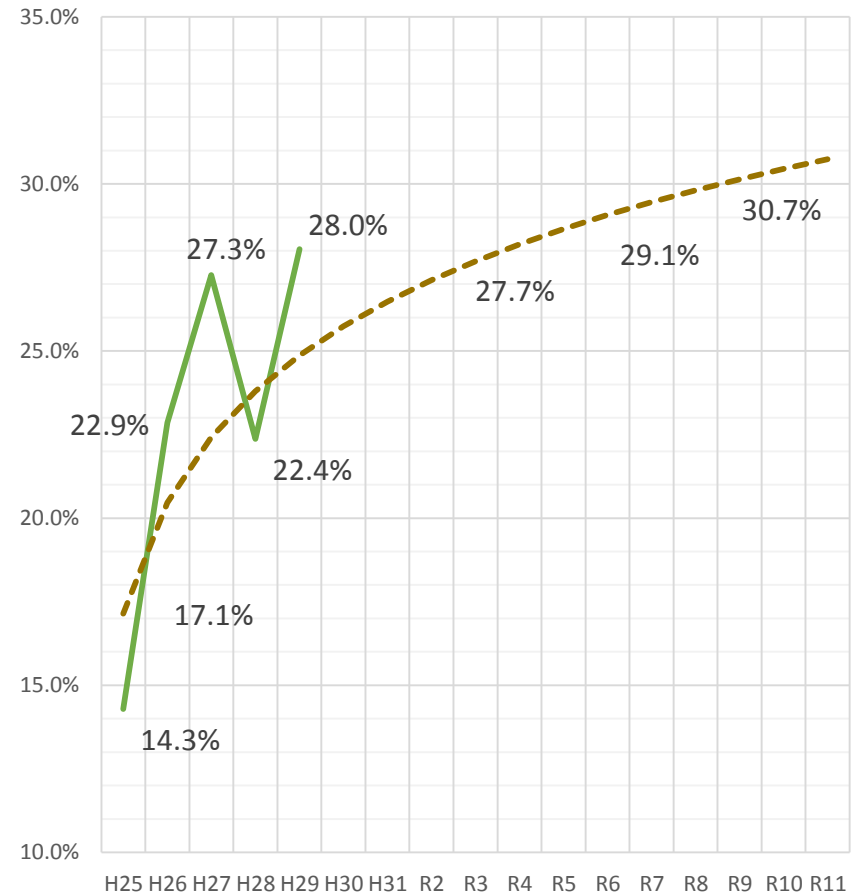
Ⅳ 目標設定 ～② 施設入所児童の大学等進学率～

- ◆ 大学等進学率(専門学校などを含む)については、児童の自立支援の重要な指標として、向上に取り組んできた。県5か年計画では、県所管20施設について平成33年度(令和3年度)までに27%を達成する目標を掲げている。

大学等進学率の推移

(平成31年度末以降は、今までの推移のトレンドによる見通し)

年度(末)	県内施設の 高校等卒業 者	進学者	進学率	各年度の進 学率をならし た数値	(参考) 全国の進 学率
H25	77人	11人	14.3%	17.1%	22.6%
H26	70人	16人	22.9%	20.5%	23.3%
H27	88人	24人	27.3%	22.4%	24.0%
H28	76人	17人	22.4%	23.8%	27.1%
H29	82人	23人	28.0%	24.9%	
H30				25.7%	
H31				26.5%	
R2				27.1%	
R3	県5か年計画の目標値		27.0%	27.7%	
R4				28.2%	
R5				28.6%	
R6				29.1%	
R11				30.7%	



V 意見聴取の方法

1 児童等

- ◆時期 5月～8月にかけて実施
- ◆方法 ① 施設に委託されている児童に対するアンケート調査
② 里親・施設委託、一時保護されている児童や退所者の聞き取り調査
- ◆内容 日々の生活のこと、不安に思うこと など

2 里親

- ◆時期 5月～8月にかけて実施
- ◆方法 聞き取り調査
- ◆内容 里親制度や子供に関して、現在の状況・改善してほしいこと など

3 児童養護施設等

- ◆時期 5月～8月にかけて実施
- ◆方法 アンケート調査
- ◆内容 現状・課題・要望、今後10年間の整備予定 など

4 市町村

- ◆時期 5月～7月にかけて実施
- ◆方法 アンケート調査
- ◆内容 相談支援体制、取組、人材の確保・育成などの現状・課題・要望 など

5 県民

- ◆時期 12月頃、県民コメントを募集
- ◆方法 計画案をHPで公表、県関係機関・市町村等に文書を配架

アンケート項目の例 1

- 1 施設では日頃、自分たちの事を考えてくれていると思いますか。
- 2 施設では自分の長所や能力などがのびせるようになっていきますか。職員は自分自身をのびそうとしてくれますか
- 3 自分の目標や退所後の計画について話し合いをしながら立ててくれますか。見直しをしてくれますか。
- 4 どのように長所や能力を伸ばせばよいか説明を受け、納得していますか。
- 5 職員から一人の人間として大切にされていると感じますか
- 6 職員に自分の気持ちや考えを言いやすいですか。意見をきちんと聞いてくれますか。納得のいく説明をしてくれますか。
- 7 正しい理由もなく自由時間に外出、ビデオ、マンガなどを禁止されたことはありますか
- 8 自分に問題が起きた時、分からない時に自分の力で解決できるように職員が助けてくれますか
- 9 施設の生活(衣食住)を良くするために、あなた方の意見を聞いて、取り組んでくれますか
- 10 あなたが何かをする時、自分で決められるように職員は助けてくれますか
- 11 施設生活において、あなたのプライバシーは守られていますか
- 12 あなたの希望に対してできる理由、できない理由を説明してくれますか
- 13 休日には自由に興味のあることや趣味等をする時間がありますか
- 14 行事等に追われることなく、ゆとりある生活が送れていますか
- 15 おこづかいの使い方を教えてもらいながら、自分の考えで使えますか

アンケート項目の例 2

- 1 今の生活で楽しいこと、嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。
- 2 施設に来てよかったこと、嫌なこと、つらいこと、困ったことはどんなことですか。
- 3 一緒のお部屋(グループ、ホーム)で生活するのは何人がいいと思いますか。
- 4 施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。
- 5 児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。
- 6 一時保護所に来てよかったこと、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはどんなことでしたか。
- 7 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。
- 8 一時保護所にいるときに、学校にいけなかったことについて、どう思いますか。
- 9 一時保護所での生活を良くするためにしてほしいと思うことを書いてください。
- 10 施設に来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。
- 11 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。